

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年4月1日

【会社名】 山崎製パン株式会社

【英訳名】 YAMAZAKI BAKING CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 飯 島 延 浩

【本店の所在の場所】 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

【電話番号】 03(3864)3111 (代)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 吉 田 輝 久

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

【電話番号】 03(3864)3110

【事務連絡者氏名】 専務取締役 吉 田 輝 久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成26年3月28日の当社第66回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金16円 配当総額3,511,743,440円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年3月31日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 4,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 4,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役と責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設する。

第3号議案 取締役15名選任の件

飯島延浩、山田憲典、吉田輝久、丸岡宏、飯島幹雄、横濱通雄、会田正久、犬塚勇、飯島佐知彦、荘司芳和、園田誠、吉田谷良一、関根治、深澤忠史、原田明夫を取締役に選任する。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役今野浩、山本和明、大本一弘に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は取締役会に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	183,248	43	0	(注)1	可決 94.70
第2号議案 定款一部変更の件	183,160	131	0	(注)2	可決 94.65
第3号議案 取締役15名選任の件					
1 飯島 延浩	178,961	4,326	1	(注)3	可決 92.48
2 山田 憲典	181,239	1,998	50	(注)3	可決 93.66
3 吉田 輝久	181,245	1,992	50	(注)3	可決 93.66
4 丸岡 宏	181,250	1,987	50	(注)3	可決 93.67
5 飯島 幹雄	181,264	1,973	50	(注)3	可決 93.67
6 横濱 通雄	181,260	1,977	50	(注)3	可決 93.67
7 会田 正久	181,260	1,977	50	(注)3	可決 93.67
8 犬塚 勇	181,264	1,973	50	(注)3	可決 93.67
9 飯島 佐知彦	181,260	1,977	50	(注)3	可決 93.67
10 荘司 芳和	181,263	1,974	50	(注)3	可決 93.67
11 園田 誠	181,259	1,978	50	(注)3	可決 93.67
12 吉田谷 良一	181,267	1,970	50	(注)3	可決 93.68
13 関根 治	182,443	794	50	(注)3	可決 94.28
14 深澤 忠史	182,447	790	50	(注)3	可決 94.29
15 原田 明夫	178,819	4,469	0	(注)3	可決 92.41
第4号議案 退任取締役に対し退職 慰労金贈呈の件	169,227	13,945	118	(注)1	可決 87.45

- (注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は、前記の決議事項に対する賛成、反対および棄権の議決権の数には加算していません。

以 上